

6日 広島平和記念日, 7日 立秋, 9日 長崎原爆の日, 11日 山の日, 15日 終戦記念日, 23日 処暑

1. August ご案内・改正情報

☆当事務所の夏季休業日 8/14-15, 22

					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

①令和7年度税制改正により所得税の基礎控除の見直し等で、特定親族特別控除の創設や扶養親族等の所得要件が改正され、年末調整では



「**新たな申告書**」を提出する必要がありますが、6月30日、国税庁より

変更後の様式が公表されました。 <https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm#a-05>

②今年12月2日以降、現在の健康保険証は使用できなくなります。協会けんぽは、マイナ保険証を持っていない人(4月30日時点)に、「資格確認書」を順次送付します。対象者(本人、被扶養者)の自宅に送付されますが、事前に事業所に対象者一覧表を送付します。送付開始時期については、都道府県によって違い、愛知県が7月から、岐阜・三重県は10月から、東京都は8月からとなっています。

③8月1日から雇用保険の「基本手当日額」の最高額変更、年齢ごとに以下のとおり。また、最低額も引上げ
 (1)60歳以上65歳未満 7,420円→7,623円(+203円) (2)45歳以上60歳未満 8,635円→8,870円(+235円)
 (3)30歳以上45歳未満 7,845円→8,055円(+210円) (4)30歳未満 7,065円→7,255円(+190円)
 基本手当日額の最低額の引上げ 2,295円 → 2,411円(+116円)

★同様に高年齢雇用継続給付金、介護休業給付金、育児休業等給付についても支給限度額が変更になりました。

高年齢雇用継続給付金 (令和7年8月1日以後の支給対象期間から変更)

支給された賃金の限度額 376,750円→**386,922円** 算出された給付の最低限度額 2,295円→**2,411円**

60歳到達時等の賃金月額 上限額 494,700→**508,200円**、下限額 86,070円→**90,420円**

介護休業給付金 支給限度額 上限額 347,127円→**356,574円**

育児休業等給付・・・**1. 出生時育児休業給付金** 支給上限額 (支給率 67% 294,344円→**302,223円**)

2. 育児休業給付金 支給上限額 (支給率 67% 315,369円→**323,811円**
 支給率 50% 235,350円→**241,650円**)

3. 出生後休業支援給付金 支給上限額 (支給率 13% 57,111円→**58,640円**)

4. 育児時短就業給付金 (令和7年8月1日以後の支給対象期間から変更)

支給された賃金の限度額 459,000円→**471,393円** 算出された給付の最低限度額 2,295円→**2,411円**

労働者分保険料率 健康保険 **50.15** (愛知) /1000、**49.55** (東京) /1000、介護保険 **7.95** /1000

厚生年金保険 **91.5** /1000 雇用保険 **5.5** /1000 (建設業 **6.5** /1000)

2. 名言名句

Believe you can and you're halfway there.

「自分にはできると信じれば、あなたはもう道半ばまで来ている」

セオドア・ルーズベルト

3. 法改正等ワンポイント

健康保険の19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について

令和7年度税制改正における特定親族特別控除の創設は、いわゆる「年収の壁」による就業調整対策等の観点から講じられましたが、健康保険においても同様の対策が講じられます。現在、健康保険の被扶養認定における年収要件は130万円未満とされていますが、**令和7年10月1日から被保険者の配偶者を除く認定対象者が19歳以上23歳未満である場合は150万円未満となります。**

19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定に関するQ&Aについて

Q 学生であることは要件ではないのか。

A 税制改正における取扱いと同様、学生であることの要件は求めない。あくまでも、年齢によって判断される。

Q 年齢要件(19歳以上23歳未満)についてはいつの時点で判定するのか。

A 所得税法(昭和40年法律第33号)上の取扱いと同様、その年の12月31日現在の年齢で判定する。

例えば、N年10月に19歳の誕生日を迎える場合には、N年(暦年)における年間収入要件は150万円未満となる。なお、健康保険法等における取扱いと同様、民法(明治29年法律第89号)の期間に関する規定を準用するため、年齢は誕生日の前日において加算することから、誕生日が1月1日である者は12月31日において年齢が加算される点に留意すること。(参考)

- ・ N-1年(18歳の誕生日を迎える年)における年間収入要件は130万円未満。
- ・ N年~N+3年の間(19歳の誕生日を迎える年から22歳の誕生日を迎える年)における年間収入要件は150万円未満。
- ・ N+4年(23歳の誕生日を迎える年)以降、60歳に達するまでの間の年間収入要件は130万円未満。



Q 年間収入が150万円未満かどうかの判定については、所得税法上の取扱いと同様に、過去1年間の収入で判定することとなるのか。

A 年間収入が150万円未満かどうかの判定は従来と同様の年間収入の考え方により判定することとなる。具体的には、認定対象者の過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むこととなる。

4. 統計・情報

- ① 賃上げ5.5%、初任給を32万円に引き上げ/アルコニックスアルミや銅、レアアースなど非鉄金属を取り扱うアルコニックスは、ベースアップと定期昇給を組み合わせると約5.5%の賃上げを2025年7月より実施すると発表した。2026年入社の新卒社員の初任給を4.9%引き上げ32万円とするほか、管理職層には夏季賞与に加え特別賞与として一律20万円を支給する。2025年5月に公表した「長期経営計画2030」では人的資本経営の基盤強化を経営上の重要課題と位置づけ、従業員のウェルビーイングと持続的な企業成長を目指すため、今般の賃上げを決定したとしている。(7/1) <https://www.alconix.com/news/2025/07/wage-growth.html>
- ② 厚生労働省は、国民年金の2024年度の保険料納付率を発表した。78.6% (前年度比0.9ポイント増) と、13年連続で前年度を上回った。また、納付期限を過ぎた後払い分を含めた22年度分の最終納付率は84.5% (同1.5ポイント増) で、統計を取り始めた04年度以降、過去最高となった。24年3月から導入された口座振替の電子申請やスマホ決済アプリの利用者増などで納付率が上がったとみられる。(6/27)
- ③ 厚生労働省は、「イクメンプロジェクト」の後継事業に関する記者会見を行い、「共育トモイクプロジェクト」を開始することを発表した。共働き・共育ての推進のため、「職場」や「家庭」におけるいわゆる“ワンオペ”の実態を変え、男女ともに誰もが希望に応じて仕事と家事・育児を両立し、「共に育てる」に取り組める社会を目指す。特に、“企業”へのアプローチを軸に、雇用環境・職場風土の改善等、多くの企業が「共育て」しやすい環境作りに積極的に取り組めるよう、普及啓発活動といった働きかけをメインに展開していくと、掲げている。(7/4) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59196.html



win-win

先月の参議院選挙の結果は予想どおり、与野党の勢力図に変化がありました。その政治の実行力はいかに。今月23日が「処暑」ですが、「処暑」とは中国を起源とする暦(こよみ)「二十四節気(にじゅうしせつき)」の一つで「暑さが終る」という意味で、全く今の気候と合っていません。年々激しさを増す酷暑、「暑さとの戦い」がこれからの時代には強いられます。

名古屋では猛暑日(35℃以上)数が昨年は47日!だったそうですが、50年前の1975年は、なんと「0日」。近年、小学校のプールはプールサイドが暑すぎることもあって使用禁止が続出、高校野球の試合も朝夕の時間帯にすら屋外スポーツは危険となっています。将来は、ひよっとして夏の屋外スポーツが禁止になるかもしれません。大袈裟ですが、人間の生活も夏場の日中は屋外に出られないようになって、仕事も夜間のみになったりするかもしれません。各政党は目先の物価高対策の施策を訴えています、気候変動に対する施策を打ち出しているは一部の政党です。その内容は数値目標的なもので具体的なことは出ていません。世界では「ウクライナ・ロシアの戦争や中東の情勢、ロシアと北朝鮮の協力や中国の海洋進出情勢」が緊張を生み出しつつありますが、気候問題こそ各国が立ち向かう問題だと思えます(S)